（５）家族介護用品（紙おむつ等の助成券）

問合せ先　福祉課介護予防班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持されており、かつ寝たきりの状態にある方を自宅で介護している方に対して、紙おむつ等の家族介護用品の購入費を助成します。

○対象者（次の全てを満たす方）

・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持されている方で寝たきりの状態にある方を在宅で介護している方
・１月のうち１６日以上在宅で介護をしている方
・市内に住所を有する方（介護が必要な方、介護をしている方ともに）

○助成額

・月７，０００円
・該当者には助成券を交付しますので、その券を市が指定した薬局でご使用ください。

○対象の家族介護用品

１．紙おむつ	２．おむつ用防臭袋	３．リハビリパンツ
４．尿とりパッド	５．使い捨て手袋	６．濡れティッシュ
７．清拭剤	８．ドライシャンプー	９．口腔ケアスポンジ
１０．口腔ケアウェットティッシュ	１１．ポータブルトイレ用消臭剤	
１２．尿取りシーツ（使い捨て）	１３．とろみ剤	
１４．入れ歯ケア用品（義歯用ブラシ、洗浄剤、安定剤）		
１５．エプロン（使い捨て）		

○注意事項

・寝たきりの状態とは、「屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体である」または、「一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する」状態のことを指します。
・助成券を使用した後に、該当にならないことが判明した場合には、返金いただくことがあります。

○申請手続き

・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてください。
・福祉課介護予防班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課で手続き可能です。
・窓口にて聴き取り調査をさせていただきますので、５～１０分程お時間をいただきます。
・申請は毎年必要です。対象の方には３月頃に更新に必要な書類を送付いたします。